

平成21年度地方財政対策の課題について

平成20年12月17日
総務省自治財政局

1. 「生活防衛のための緊急対策」における「雇用創出等のための地方交付税増額」を踏まえた、地方交付税の1兆円増額

※ 既定の加算とは「別枠」で「1兆円」増額

2. 景気後退や生活対策に伴う地方税、国税5税(地方交付税)の大幅な減収の確実な補てん

※ 自動車関係諸税の減税による影響が大きい市町村に対する配慮

3. 臨時財政対策債発行額の急増への対応

※ 一般会計への貸付を行う地方共同の金融機構の創設

平成 20 年 12 月 12 日

生活防衛のための緊急対策

国民生活と経済を守るため、20 年度第二次補正予算及び 21 年度予算において、以下の果斷な経済対策を行う。

特に、年末を控え、雇用問題及び企業の資金繰り確保を最重要課題として、万全を期す。

一方で、21 年度予算における歳出改革の継続及び中期プログラムにより財政責任は守る。

1. 財政上の対応 計 10兆円

- 雇用対策 約1兆円
年内住宅・生活支援、雇用維持、再就職支援、
雇用保険料引下げ、給付見直し等

○ 雇用創出等のための地方交付税増額 1兆円

- 「経済緊急対応予備費」(新設) 1兆円

- 減税措置(平年度) 約1兆円
住宅減税、設備投資減税等

- 生活対策(金融措置を除く) 約6兆円
(10 月 30 日公表済み)

2. 金融面での対応 計 13兆円

- 金融機能強化法に基づく政府の資本参加枠拡大 10兆円
(資本参加枠拡大後 12兆円)

- 政策金融の「危機対応業務」発動・拡充 3兆円

道路特定財源の一般財源化等について

平成 20 年 12 月 8 日
政 府 ・ 与 党

本年 5 月の閣議決定「道路特定財源等に関する基本方針」等に基づき、以下の措置を講ずることとし、関連法案を次期通常国会に提出する。

1. 道路関連支出の無駄の排除

道路事業・道路関係業務の執行に対する様々な指摘を踏まえ、平成 21 年度予算において、徹底したコスト縮減、ムダの排除に取り組む。

2. 道路特定財源制度の廃止

平成 21 年度予算において道路特定財源制度を廃止することとし、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第 3 条の規定を削除するとともに、地方税法などの所要の改正を行う。

また、特定財源制度を前提とし、社会資本整備事業特別会計に直入されている地方道路整備臨時交付金を廃止する。

3. 新たな中期計画

道路特定財源制度の廃止に際し、新たな中期計画は、道路のみ事業費を閣議決定している仕組みを改め、他の公共事業の計画と同様とする。事業費ありきの計画を改め、計画内容を「事業費」から「達成される成果」(アウトカム目標)へと転換し、今後の選択と集中の基本的な方向性を示すものとする。また、他の社会資本整備との連携を図り、社会資本整備重点計画と一体化することとする。

今後の道路整備に当たっては、最新のデータに基づく交通需要推計結果をもとに、見直した評価手法を用いて厳格な評価を行うことを明確にする。

4. 地域の基盤整備

地方からの要望を踏まえ、地方の道路整備や財政の状況に配慮し、地方道路整備臨時交付金に代わるものとして、道路を中心に関連する他のインフラ整備や関連するソフト事業も含め、地方の実情に応じて使用できる 1 兆円程度の「地域活力基盤創造交付金（仮称）」を平成

21年度予算において創設する。その際、これまで道路特定財源が充てられていた道路整備費等の見直しにより財源を捻出する。

また、地方道路整備臨時貸付金制度については、引き続き維持する。

5. 既存高速道路ネットワークの有効活用・機能強化

昨年12月の政府・与党合意「道路特定財源の見直しについて」に基づき、総額2.5兆円の債務承継を本年度末までに行い、地域の活性化、物流の効率化、都市部の深刻な渋滞の解消、地球温暖化対策等の政策課題に対応する観点からの高速道路料金の引下げ等を着実に実施する。

なお、都市高速については、「生活対策」（平成20年10月30日新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）における重点的な引下げの後に、上限料金を抑えつつ、対距離料金制度を検討する。

6. 一般財源化に伴う関係税制の税率のあり方

道路特定財源の一般財源化に伴う関係税制の暫定税率分も含めた税率のあり方については、今後の税制抜本改革時に検討することとし、それまでの間、地球温暖化問題への国際的な取組み、地方の道路整備の必要性、国・地方の厳しい財政状況等を踏まえて、現行の税率水準を原則維持する。ただし、納税者の理解、景気及び環境対策という観点から、自動車関係諸税の負担を時限的に軽減する。

7. 平成20年度予算における措置

平成20年度予算において揮発油税収の減額補正が行われる場合には、これに伴い地方道路整備臨時交付金の減額補正も必要となるが、地方の道路整備や財政の状況に配慮し、この交付金の減額を行わないこととし、当初予算額どおり交付金を執行できるよう、法的措置を講ずることとする。

(附記)

地方交付税は予算編成過程で増額。

生活対策（抄）

平成 20 年 10 月 30 日

新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議

<第3の重点分野>地方の底力の発揮

少子高齢化が急速に進行する一方で地方は疲弊し、都市部との格差は拡大している。窮状にある地方に手を差し伸べ、その「底力」が発揮できるよう、高速道路料金の大幅引下げや地域経済の活性化、強い農林水産業づくり、住宅投資・防災強化などを進めるとともに、地方公共団体の支援を行う。

9. 地方公共団体支援策

◇地方公共団体が地域の活性化に積極的に取り組むことができるよう、必要な財政支援措置を講じる。

＜具体的施策＞

○道路特定財源の一般財源化に際し、1兆円を地方の実情に応じて使用する新たな仕組みを作る

○地方自治体（一般会計）に長期・低利の資金を融通できる、地方共同の金融機構の創設について検討する。

○地域活性化等に資するきめ細かなインフラ整備などを進めるため、「地域活性化・生活対策臨時交付金」（仮称）を交付する

○景気後退や本対策に伴う地方税や地方交付税の原資となる国税5税の減収等について、地方公共団体への適切な財政措置を講じる